

国立市図書館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立市の町区域の新設及び変更に伴い、くにたち中央図書館青柳分室の位置の表示を変更するため、条例の一部を改正するものである。

国立市図書館条例の一部を改正する条例案

国立市図書館条例（昭和 48 年 10 月国立市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中「国立市青柳 244 番地」を「国立市青柳 2 丁目 8 番地の 60」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する。